

吸収合併に係る事後開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

(吸収合併存続会社) モーニングスター株式会社

2022 年 10 月 28 日

2022年10月28日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区六本木一丁目6番1号
モーニングスター株式会社
代表取締役 朝倉 智也



当社は、2022年8月25日付締結の吸収合併契約書（以下「吸収合併契約」といいます）に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）、SBIアセットマネジメント・グループ株式会社を吸収合併消滅会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）とする吸収合併を行いました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条各号の定めるところにより、次の事項を記載した本書面を作成し、備え置きいたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法784条の2の規定による請求に係る手続の経過
（会社法施行規則第200条第2号イ）

本件合併は、完全親子会社間の吸収合併であり、会社法第784条の2の規定による株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

3. 吸収合併消滅会社における会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号ロ）

（会社法第785条の規定による手続の経過）

本件合併は、完全親子会社間の吸収合併であり、会社法第785条の規定による反対株主の株式買取請求の手続きは生じておりません。

（会社法第787条の規定による手続の経過）

吸収合併消滅会社においては、新株予約権者が存在しないため、会社法第787条の規定による新株予約権買取請求に係る手続きは生じておりません。

(会社法第 789 条の規定による手続の経過)

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条の規定による債権者の異議に関する手続につき、本件吸収合併に対して異議申述できる旨のほか同条第 2 項各号に定める事項を 2022 年 8 月 26 日付の官報に公告し、また同日付で各別に催告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社における会社法 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
(会社法施行規則第 200 条第 3 号イ)

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定（簡易吸収合併）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による株主からの吸収合併をやめることの請求に係る手続は生じておりません。

5. 吸収合併存続会社における会社法第 797 条、第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号ロ）

(会社法第 797 条の規定による手続の経過)

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定（簡易吸収合併）に該当するため、会社法第 797 条の規定による反対株主の株式買取請求に係る手続は生じておりません。

(会社法第 799 条の規定による手続の経過)

吸収合併存続会社は、会社法第 799 条の規定による債権者の異議に関する手続につき、本件吸収合併に対して異議申述できる旨のほか、同条第 2 項各号に定める事項を 2022 年 8 月 26 日付で官報公告及び電子公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

6. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

吸収合併存続会社は、効力発生日である 2022 年 10 月 1 日をもって、吸収合併契約に基づき、吸収合併消滅会社の資産、負債およびその他一切の権利義務を承継いたしました。

7. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

8. 会社法第 921 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2022 年 10 月 7 日

以 上

別紙 会社法第 782 第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社) SBI アセットマネジメント・グループ株式会社

2022 年 8 月 26 日

2022年8月26日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIアセットマネジメント・グループ株式会社
代表取締役 朝倉 智也



当社は、2022年8月25日の取締役会において、2022年10月1日を効力発生日とし、モーニングスター株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議しました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めるところにより、次の事項を記載した書面を備え置きします。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法第782条第1項、同法施行規則第182条第1項第1号）
完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法第782条第1項、同法施行規則第182条第1項第2号）
該当事項はありません。
4. 新株予約権の定めに関する事項（会社法第782条第1項、同法施行規則第182条第1項第3号）
当社は、新株予約権を発行しておりません。
5. 計算書類等に関する事項（会社法第782条第1項、同法施行規則第182条第1項第4号）
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込に関する事項（会社法第782条第1項、同法施行規則第182条第1項第5号）

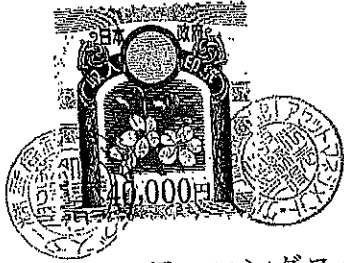
吸収合併存続会社の最終事業年度の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ10,337,482千円及び274,939千円となっております。その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本件合併後、吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、吸収合併存続会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本件合併により、吸収合併存続会社の負担する債務の履行の見込みについては、特段の支障はないと判断しております。

以 上

別紙1 吸収合併契約書



吸収合併契約書

モーニングスター株式会社（以下、「甲」という。）とSBIアセットマネジメント・グループ株式会社（以下、「乙」という。）は、吸収合併に関し次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）をする。

第2条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：モーニングスター株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

第3条（吸収合併に際して交付する対価）

乙は、甲の完全子会社であるので、甲は、本合併に際して、新株式の発行、合併交付金の支払は行わない。

第4条（甲の資本金および資本準備金等）

甲の資本金および資本準備金の額は、本合併により増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第6条（合併承認決議）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第7条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

第9条 (吸収合併契約の変更および解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産または経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条 (吸収合併契約の効力)

本契約は、第6条に定める甲および乙の適法な機関決定ならびに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

以上のおり契約したので本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

2022年8月25日

甲：東京都港区六本木一丁目6番1号
モーニングスター株式会社
代表取締役 朝倉 智也



乙：東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIアセットマネジメント・グループ株式会社
代表取締役 朝倉 智也

